

施策評価調書（基本目標別）

<p>基本目標</p>	<p><b>1 「強靱」な水道の構築</b></p>
<p>施策の趣旨</p>	<p><b>主要施策（1）～（3）</b></p> <p><b>主要施策（1） 安定給水の確保</b>  水道水を将来にわたってお客様に安定的にお届けすることが水道事業者の最大の使命です。  そのために、必要な水源の確保を図るとともに、老朽化の進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、適切な維持管理を行いながら、計画的な更新・整備を進めていきます。</p> <p><b>主要施策（2） 耐震化の推進</b>  平成23年3月に発生した東日本大震災では、地盤の弱い湾岸埋立地域で発生した液状化によって管路が破損し、大規模な断水が生じました。  この時の教訓を踏まえ、近い将来に発生が懸念される地震等に備えて、浄・給水場施設や水道管の耐震化を更に進めます。特に湾岸埋立地域の管路や破損した場合に地域への影響が大きい管路の耐震化を進めます。</p> <p><b>主要施策（3） 危機管理体制の充実</b>  県営水道では地震や事故等に強い水道施設の整備を進めているところですが、災害、テロ等違法行為などによって発生する様々な状況にも十分対応できるよう危機管理体制の充実に努めていかなくてはなりません。  そのため、実践的で速効性のある応急体制や、各浄・給水場等の危機管理対策を更に充実・強化するとともに、給水区域内11市や近隣の水道用水供給事業者との連携強化を図ります。</p>

<p>評価結果の概要</p>	<p>基本目標1においては、3つの主要施策の下に9の主な取組を位置付けております。各施策及び取組<sup>※</sup>について、担当課の自己評価をもとに内部評価を行った結果、令和2年度については、</p> <p>I 「達成状況」に係る評価は、6つの取組を「a」評価（達成している）、2つの取組を「b」評価（概ね達成している）としました。</p> <p>II 「成果」に係る評価は、主要施策（1）、（3）を「a」評価（成果が出ている）、主要施策（2）を「b」評価（概ね成果が出ている）としました。</p> <p>※ 主要施策（1）の主な取組①「水源の安定化」は、国の実施する事業に対する負担金の支払いであることから、評価の対象からは除外しています。</p>
----------------	--

主要施策ごとの当年度の取組と内部評価結果	
<p>(1) 安定給水の確保</p>	<p>「成果」 a</p>
<p>主な取組</p> <p>①水源の安定化<sup>※</sup></p> <p>②浄・給水場施設の更新・整備</p> <p>③浄・給水場設備の更新・整備</p> <p>④管路の更新・整備</p>	<p>「達成状況」</p> <p>-</p> <p>a</p> <p>a</p> <p>a</p>
<p>(2) 耐震化の推進</p>	<p>「成果」 b</p>
<p>主な取組</p> <p>①浄・給水場施設の耐震化の推進</p> <p>②管路の耐震化の推進</p>	<p>「達成状況」</p> <p>a</p> <p>b</p>

(3) 危機管理体制の充実	「成果」 a
主な取組 ①緊急時に備えた体制の充実 ②給水区域内11市等関係団体との連携強化 ③浄水施設の危機管理対策の強化	「達成状況」 a a a

外部評価会議 委員の評価	「達成状況、成果」についての 内部評価の妥当性  A：妥当である 5人 B：概ね妥当である 人 C：不十分である 人	達成指標と成果指標の関係性については、本来、目的の実現に向けて事業の改善を促すための評価であるわけですが、目的（成果指標）を達成したにもかかわらず、事業（達成指標）が進捗していないので施策の評価が「b評価」となる評価の仕組みについては、検討が必要と考えます。 なお、新しい中期経営計画の評価方法においては、その点が改善されたと評価します。
外部評価会議委員 の主な意見等 及び企業局の回答	基本目標1の各施策の内部評価等に関して、評価委員から出された意見等は、特にありませんでした。	